

虐待防止のための指針

株式会社夢の浜

1. 虐待防止に関する基本的考え方

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応に努めるため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたることとします。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。
または正当な理由なく拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し
高齢者の生活環境や身体、精神状態を悪化させること。
また、養護者または同居人による身体的、心理的、性的虐待と同様の行為を
放置する等養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい
心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせる
こと

(5) 経済的虐待

養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること
または当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、身体拘束適正化と一体的に
虐待防止委員会を設置します。

なお、法人規模を考慮しハラスメント防止や事業継続計画等における委員会を
一体的に設置するものとし、「夢の浜委員会（以下 委員会）」として設置しま
す。

- (2) 本委員会の運営責任者は代表取締役とし、各事業所管理者以下介護職員、看護職員等を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」とします。
- (3) 委員会は6ヶ月に1回以上開催します。
虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。
- (4) 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。
 - ①事業所内等での身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ②身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ③身体拘束適正化に関する職員への指導
 - ④提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりにくい不適切なケアの改善による介護の質を高める取り組みに関すること
 - ⑤施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること
 - ⑥虐待防止指針の整備に関すること
 - ⑦職員が虐待等を把握した場合の対応が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑧虐待等が発生した場合、その再発防止策に関すること
 - ⑨再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。
- (2) 研修は年1回以上実施します。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、日時、内容、出席者等を記録し保存します。

5. 虐待またはその疑い（以下 虐待等）が発生した場合の対応に関する方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待等を行った者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 利用者、その家族または職員から虐待の通報を受けた場合は、本指針に沿って対応することとします。
- (2) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、速やかに委員会の運営責任者に報告し、速やかな解決に繋げるよう努めます。
- (3) 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待等の早期発見に努めます。
- (4) 事業所内において虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに運営責任者へ報告する。運営責任者は委員会を開催し、事実確認をするとともに、速やかに市町村等へ報告します。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者または家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、必要に応じて社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、受付けた担当者は、受付けた内容を管理者または運営責任者に報告します。
- (2) 受付けた内容は個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- (3) 対応の結果は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

また、当法人職員が自由に閲覧できる場所に設置しているほか、当法人のホームページ上に公表します。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止のための職員研修のほか、社会福祉協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

11. 附則

この指針は、令和6年3月1日より施行する。